

千葉県福祉サービス第三者評価

第2回 調査員継続研修・受講案内

◆.....◆

千葉県は福祉サービスの第三者評価事業を平成18年度より実施しています。
保育所の第三者評価は努力義務になっており、現任の第三者評価調査員がより良い評価活動を行うための技術や視点を習得しスキルアップを図ることが重要です。
これらのことから千葉県では、現在活動している評価調査員に対し、3年に1回の継続研修受講を義務付けています。
コミュニティケア街ねっとは千葉県の委託により、令和8年度の千葉県福祉サービス第三者評価調査員継続研修をリモートで開催することになりました。
受講を希望される場合は、評価機関がとりまとめ、お申込みくださるようお願いいたします。

◆.....◆

1 受講定員

20名程度

2 受講対象者

千葉県が認証する福祉サービス第三者評価機関に所属し、千葉県が実施する福祉サービス第三者評価調査員養成研修を既に受講した者

3 受講申込手続き

研修に参加を申し込む評価機関は、**別紙1**「千葉県福祉サービス第三者評価調査員継続研修受講申込書」を、コミュニティケア街ねっとへメール添付もしくは郵送で提出してください。

4 受講申込締切日

令和 8年 12月 4日（金） 17:00 必 着

※ 受講希望者が定員を超えた場合は、「受講希望者一覧」の上に書かれている方から優先的に選ばせていただきます。

5 日程（全2日間）

1日目 令和9年1月28日（木） 午前9時50分～午後4時40分

2日目 令和9年1月30日（土） 午前10時～午後4時15分

※ カリキュラムの詳細は、**別紙2** をご覧ください。

※ 欠席・遅刻・早退は受講修了とみなされませんので十分注意してください。

6 開催方法

Zoom によるオンライン研修

7 研修受講者の決定

コミュニティケア街ねっとが申込内容を千葉県に報告します。県において申込内容確認を行い、受講定員の範囲内で研修受講者を決定し、その結果を評価機関に通知します。決定した受講者へは、評価機関から連絡をしてください。

原則として、受講者決定後のキャンセルは出来かねますので予めご了承ください。

8 受講料 10,000円（消費税込）

研修受講者の決定後、各評価機関宛に受講料請求書を送付します。

研修開始日前(1月27日)までに、評価機関が一括でお振込みください。

9 研修修了者の認定及び修了証明書の交付

本研修の受講修了者と認定される方には、千葉県知事から修了証書を交付します。

10 その他

- ・オンライン研修となりますので、インターネット環境およびパソコンやスマートフォン等の機器が必要となります。(受講者1名につき1台)
- ・パソコンやスマートフォン等の操作、環境設定、Zoom のインストール等に関するサポートはいたしかねます。受講当日までに、接続環境を含め、各自で準備をお願いします。
- ・未接続が続いた場合、受講修了とみなされません。
- ・欠席・遅刻・早退は一切認められません。事情により欠席される場合は分かり次第速やかに研修事務局までご連絡をお願いします。
- ・本研修で知り得た個人情報は、本研修の関連業務以外には使用しません。

11 申込先・問い合わせ先

特定非営利活動法人コミュニティケア街ねっと（担当：評価調査事務局）

〒263-0051 千葉県千葉市稲毛区園生町1107-7

TEL:043-290-8063（直通） 043-290-8015（代表）

e-mail: hyokachosa@ccmachinet.jp

対応時間：月曜日～金曜日（祭祝日は除く） 9:00～17:00